

会計年度任用職員の給与決定制度の見直しについて（提案）

1. 提案理由

会計年度任用職員（一般職非常勤職員）の給与決定について、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、当該職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮する制度に見直すこととする。

2. 提案内容

（1）適用する給料表

○調理員、施設管理員、電話交換手及び調理師については、技能労務職給料表を、その他の職種については、行政職給料表を適用する。

（2）適用する給料表の号給の範囲

○基礎（経験年数1年未満）

- ・常勤職員の給料表の初号給（1級1号給）とする。
- ・ただし、報酬単価が最低賃金法による大阪府最低賃金額を下回る場合は、当該額とする。

○上限（経験年数8年以上）

- ・常勤職員の給料表の初任給基準額とする。
- ・初任給基準に係る学歴又は年齢については、職員の給料に関する規則第10条及び技能労務職の給与に関する規則第4条に規定する初任給基準表に基づく最下位の学歴等とし、また、学歴免許等については、最短で資格取得可能な学歴を採用する。

（3）職務経験加算

○非常勤作業員

- ・常勤、非常勤の区分、また、勤務日数、勤務時間数に関わらず、大阪府における職員としての経歴を加算対象とする。
- ・加算対象となる職務経験については、令和4年4月以降の経歴とする。
- ・雇用開始年度の前年度末以前の経歴を対象とし、経歴年数に応じた報酬単価とする。

○非常勤嘱託員

- ・資格等の職務遂行上必要となる知識、技術及び大阪府における職員としての経歴を加算対象とする。
- ・加算対象となる経歴等を報酬単価設定の段階で考慮すると、上限となる初任給基準号給に達するため、単一の報酬単価とする。
- ・ただし、現行の報酬単価が初任給基準額を上回る職種については、現行の報酬単価を維持する。

（4）その他

制度の細部事項については、別紙のとおり。

3. 実施時期

令和4年4月1日

4. 協議期限

令和4年1月12日